

広島県告示第五百八十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第六号の規定によって、次のとおり建設業者の許可の取消処分を行った。

平成二十二年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十二年六月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

双三産業株式会社

三次市君田町東入君二番地

代表取締役 山根 初則

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二―）第八一九号

四 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成十七年度から平成二十一年度に広島県及び三次市から請け負った七件の建設工事に関し、不在者を所属の職員であるかのように偽った書類を作成のうえ、繰り返し発注者に届出し、平成二十一年九月受審の経営規模等評価申請においても、同様の手口で故意に不正な加点を得た。

このことが、建設業法第二十九条第一項第六号に該当する。